

修正条文案（自治基本条例 たたき台案）

第20回 自治基本条例市民ワーキンググループ会議資料

自治基本条例たたき台案 修正条文案

「審議会等」、「情報公開及び情報提供」、「広報広聴」

（審議会等）

【条文案（例）】

- ①市は、審議会等の委員を選任するときは、原則としてその全部又は一部を市民からの公募により行わなければならない。
- ②市は、審議会等の委員を選任するときは、男女比率、年齢構成、地域構成等を考慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。
- ③市は、審議会等の会議、会議録及び資料を原則として公開するものとする。

【条文案への意見等】

- ・市民は「審議会」と言われても、どのような位置付けなのかわからない。用語の定義付けまでは不要だが、「附属機関を組織する」「執行機関に設置する」のように、条文で説明する必要があるのではないか。
- ・第2項の書き出しを、「前項の規定により選任する時は」などに修正する。
- ・第3項について、会議は公開だと思うが、会議録と資料については公表でもよいのでは。
- ・公募だけに限定すると特定の強い意見を持った人ばかりが手を挙げてくることがあるので、無作為抽出型も考える必要がある。
- ・条文には、「公募等」として、説明文で「公募等とは、公募や無作為抽出のこと」と書けばよい。
- ・市民参画のところで、「市民がまちのことを考える時に、市としてはバックアップをする。機会を設けるよう努めるものとする」のようなことを加え、説明文で、機会とは例えば市民討議会があるという書き方もある。

【修正条文案】

- ①市は、附属機関として設置する審議会等の委員を選任するときは、原則としてその全部又は一部を市民からの公募等により行わなければならない。
- ②前項に規定する場合において、市は、男女比率、年齢構成、地域構成等を考慮し、市民の多様な意見が反映されるよう努めなければならない。
- ③市は、審議会等の会議を原則として公開するとともに、会議録及び資料を原則として公表するものとする。

【説明】

（１）法令等により委員の構成が定められている場合や、高度な専門性が求められる場合など、公募等（公募や無作為抽出）による委員の選任が適さない正当な理由がある場合を除いて、公募等委員を加えることを規定するものです。

（２）これまでは、審議会等の委員には男性や年長者が多く選ばれていた傾向がありましたが、男女比率、年齢層、地域構成などを考慮して、幅広い分野から選任することで、できるだけ多様な意見を反映させることができるように規定するものです。

（３）法令等に特別の定めがあるもの、非公開情報を審議するとき、会議を公開することで自由な発言が損なわれるおそれがあるときなどを除き、政策過程の透明性の確保や情報公開、情報共有の観点から、会議を公開し、また会議録及び会議資料を公表することを規定するものです。

（情報公開及び情報提供）

【条文案（例）】

- ①市及び市議会は、日田市情報公開条例（平成 12 年条例第 3 号）に基づき、市民参加による公正で開かれた市政の推進を図るため、市及び市議会が保有する情報を公開しなければならない。
- ②市は、市が保有するまちづくりに関する情報について、積極的、かつ、分かりやすく市民に提供するように努めなければならない。
- ③市は、市が保有する情報について、速やかに情報公開及び情報提供ができるよう統一された基準により管理しなければならない。

【条文案への意見等】

- ・ 情報公開条例に根拠を持たせるのではなく、必要な事項は別に定めるとすべき。個別条例に基づき自治基本条例があるような感覚になってしまう。
- ・ 第 2 項については、旧条文案に戻し、「積極的に」を加える。
- ・ 流れとしては、まず第 2 項で積極的に情報提供、次に第 1 項。最後に情報管理。
- ・ 第 3 項については、「管理」という表現はまとめ過ぎていてわからないので、作成・整理・保存のように並べた方がわかりやすい。
- ・ 情報共有というのは、一つの理念であるので基本理念など、理念的な部分に情報共有を入れる。

【修正条文案】

- ①市は、市が保有する情報を市民が容易に得られるよう情報提供の仕組みを整備し、市民に分かりやすく積極的に情報提供するよう努めなければならない。
- ②市及び市議会は、市民参加による公正で開かれた市政の推進を図るため、市及び市議会が保有する情報を別に条例で定めるところにより公開しなければならない。
- ③市は、市が保有する情報について、適切に情報公開及び情報提供ができるよう統一された文書管理方法により作成し、整理し、及び保存しなければならない。

【説明】

（１）情報提供については、請求に基づいて公開する情報公開制度に含めて考えるのではなく、別のものとして規定する必要があると考えています。求められて情報を出すという受け身の姿勢ではなく、市側ができるだけ積極的に情報を提供していく。また、可能な限り行政用語などを使わずに、市民に理解されるような内容の情報提供に努めていくことが重要であることから規定するものです。

（２）情報公開については、日田市情報公開条例に基づき、市の情報を公開していますが、情報の共有を進めていくためには、情報公開制度の位置付けが重要であることから、この条例に規定するものです。

（３）情報公開や情報提供を進めていく前提として、文書等の情報を正確に、かつ適正に管理しておく必要があることから規定するものです。日田市では、日田市文書取扱規程に基づいて作成・整理・保存しているところですが、より適正な管理に努めていくことが必要であることから、この条例に規定するものです。

（広報広聴）

【条文案（例）】

- ①市は、より多くの市民に対し、市政に関する情報を伝えるため、多様な手法により広報を行うよう努めなければならない。
- ②市は、市政に多くの市民からの様々な意見を適切に反映させるため、広聴制度の充実を図るものとする。

【条文案への意見等】

- ・パブリックコメントの項目に入れてもよいことなので、項目自体を削ってよいと思う。
- ・市民参画のところに入れ込めばよいと思うので、項目自体は不要。

（広報広聴）

・項目そのものは削除。内容については＜情報公開＞と＜参画＞に振り分ける。
参画に入れる際には、参考自治体として阿賀野市条例の第 15 条（市民参画の方法）の第 2 項、第 3 項を参考にする。